

兵庫県立森林大学校研修科専門コース実施要領

第1 目的

林業等への転職を早期に実現したいとの潜在的需要や、趣味や生きがいとして森について深く学びたいというニーズに応えるため、専門科目のみ受講できる専門コースを開設する。

第2 研修期間

研修期間は、令和7年10月1日から令和9年3月31日までとする。

第3 研修受講対象者

令和7年10月1日現在、高等学校を卒業又は同等の学力を有する者

第4 募集人員

5名

第5 募集期間

令和7年7月1日（火）から9月19日（金）とする。

第6 研修受講の申請

研修受講を希望する者は、研修受講申請書（様式1）により令和7年9月19日までに県立森林大学校長（以下、「校長」という。）に届け出ることとする。
なお、履歴書は本人自筆のうえ、写真は写真欄に、裏面に氏名を記入のうえ張り付けること。

第7 研修受講者の決定

校長は、研修受講を希望する者から研修受講申請書の提出があった場合は、速やかに面接を行い、研修生として適当な場合は受講を認め、本人に通知する。

第8 受講対象科目

研修生は、専攻科が実施する科目区分の一般教養科目を除く科目から、受講を希望する科目を選定して受講する。

第9 受講科目の届出

研修生は、受講を希望する科目を研修科目届（様式2）により、科目の講座が開始されるまでに校長に届出ることとする。

なお、受講科目を変更あるいは取りやめる場合は、研修科目変更届（様式3）

を校長に届け出ることとする。

第9 研修不受講届

研修生は、研修期間のなかで研修を受講しない月がある場合は、研修不受講届（様式4）を該当する月の前月の5日までに校長に提出する。

第10 研修生の取り消し

校長は、研修生が次に掲げる者に該当する場合は、受講の取り消しをすることができる。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 研修において県立森林大学校学生や他の研修生の受講を妨害する行為、言動を行う者

第11 研修料

月額9,900円とする。

なお、設備品の購入費用や資格取得に必要な受験料等が別途必要な場合がある。

第12 研修料の納入

研修生は、毎月分の研修料をその前月の末日までに納めなければならない。ただし、研修受講開始当初月及び4月については、当該月の末日までに納めることとする。

なお、第9により研修を受講しない月の届け出をした場合は、この限りでない。

第13 研修料の一括納入

研修料は、第12の規定にかかわらず、6箇月分を取りまとめて納入することができる。この場合において、4月から9月までの期間分の研修料にあつては4月末日、10月から3月までの期間分の研修料にあつては10月末日までに納めなければならない。

第14 研修料の不返還

既に納めた研修料は、返還しない。ただし、校長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。